

平成 27 年度環境配慮契約法基本方針等の検討方針等（案）

1. 基本方針等の見直しの考え方

（1）本年度の見直しに当たっての考え方

環境配慮契約法に基づく基本方針については、必要に応じた見直しを実施することとされており、以下に掲げたいずれかの項目を満たす製品・サービスが契約の対象となる場合に見直しを検討することを基本的な考え方としている。

- ①国等が排出する温室効果ガス等の削減を図ること。すなわち、国等の排出量の大きい製品・サービスや高い削減効果が見込まれる製品・サービスを対象とすること。
- ②民間部門への波及効果が大きく、我が国全体の温室効果ガス等の排出の削減に寄与する製品・サービスを対象とすること。
- ③新たな技術開発や普及の進展等により、一層の温室効果ガス等の排出の削減が見込める製品・サービスを対象とすること。
- ④温室効果ガス等の排出の削減を図るため、環境政策の観点から、広く普及を図る必要のある製品・サービスを対象とすること。
- ⑤基本方針と関係のある他の国等の施策が見直された場合には、当該見直し内容を踏まえ、適切に対応すること。

（2）提案募集等について

契約類型の追加、見直し等の参考とするため、例年のとおり 6 月 1 日から 6 月 26 日までの約 1 ヶ月間にわたり、民間事業者等を対象に広く環境配慮契約の契約類型に係る提案募集を行ったところ、契約類型の追加、基本方針等の見直しに係る 2 件の提案があった（提案概要については後述 4 参照）。

（3）検討の進め方

昨年度までと同様に、環境配慮契約法基本方針及び解説資料（以下「基本方針等」という。）について検討することを目的とした学識経験者による環境配慮契約法基本方針検討会（以下「検討会」という。）を設置し、環境配慮契約の基本的考え方、国及び独立行政法人等における環境配慮契約の取組状況等を踏まえ、運用方法の改善、基本方針等の改定内容等について検討を行うこととする。

2. 環境配慮契約の実施状況等の調査

基本方針に定められた6つの契約類型について、国及び独立行政法人等における平成26年度における環境配慮契約の締結実績等の取組状況の把握・整理を行い、その結果の分析及び課題抽出等を実施する（暫定版の契約締結実績については資料4参照）。また、契約実績調査による評価と課題について契約類型ごとにとりまとめ、国及び独立行政法人等における環境配慮契約の一層の推進を図るものとする。

なお、地方公共団体については、今後実施する予定の地方公共団体に対するアンケート調査結果を踏まえ、平成25年度の専門委員会においてとりまとめられた地方公共団体に対する環境配慮契約の普及促進方策¹について、着実に実施することとする。

3. 本年度の検討事項等

（1）基本方針等の見直しに係る検討

上記2の環境配慮契約の実施状況、発注側である国及び独立行政法人等に対する環境配慮契約の追加・見直し等に関する調査、地方公共団体に対するアンケート調査等を参考とし、基本方針等の見直しに係る検討を行うものとする。

- 国及び独立行政法人等については、環境配慮契約の契約締結実績の調査と併せて契約類型の追加・見直し、運用等に関する提案・意見・要望等の調査
- 今後実施する予定の「平成27年度地方公共団体の環境配慮契約に関するアンケート調査」において地方公共団体における先進的な環境配慮契約、環境配慮契約に関する意見・要望等の調査

また、基本方針解説資料については、環境配慮契約の契約類型ごとの運用方法等に係る国及び独立行政法人等からの意見・要望、後述4の環境配慮契約に係る提案募集の検討結果等を踏まえ、反映するものに適切に改定・見直し等を実施するものとする。

（2）産業廃棄物の処理に係る契約における課題及び改善方策の検討

産業廃棄物の処理に係る契約については、平成25年度より新たな契約類型として基本方針に位置づけられたところであるが、平成25年度における契約締結実績は、契約締結時期の関係で環境配慮契約が実施されていない場合も多く、平成26年度から基本方針に則した環境配慮契約が本格的に実施されるものと考えられる。

このため、今後実施する予定の平成26年度の契約締結実績の詳細な集計・分析等を踏まえ、一定の入札参加事業者数の確保、裾切り方式に採用している評価項目（環境配慮への取組状況、優良基準への適合状況）、区分、配点、裾切り下限値等が適切

¹ 昨年度の地方公共団体普及促進専門委員会において、①環境配慮契約の全般的な認知度・理解度の向上のための支援や契約類型ごとの普及促進支援、②取組進展のインセンティブに関する情報提供や先進的な団体や事例のPR等の情報提供による取組の促進、③各地方公共団体に対してアンケート調査結果の効果的なフィードバックの実施等が提案・とりまとめられている。

な評価レベルであるか等について検討を実施するとともに、運用改善の必要性に係る検証を行い、必要に応じ、基本方針解説資料の記載例の見直しや契約担当者への情報提供等の対応を図るものとする。

なお、昨年度は、入札参加資格の審査に当たって必要となる申請書類、チェック項目を例示したところであるが、当該資料の活用の促進とともに、契約担当者及び入札参加者のより一層の事務負担の軽減を図るための方策について検討を実施するものとする。また、優良産廃処理事業者認定制度に基づく優良認定業者の入札参加状況等について、環境省内や業界団体等への照会を行い、本検討に活用するものとする。

4. 環境配慮契約に係る提案概要について

前述1（2）のとおり、環境配慮契約法に係る契約類型の追加、見直し等の参考とするため、6月1日から6月26日まで提案募集を実施したところ、以下の2件の提案があった。各提案の概要は、以下のとおりである。

（1）産業廃棄物の処理に係る契約における総合評価落札方式に関する提案

- 木くず等の建設廃棄物の再生利用を積極的に実施している事業者を、より評価できるよう、契約方式を総合評価落札方式とするとともに、再生利用率を評価項目に加えてはどうか
- 国や地方公共団体等が建設工事を発注する場合には、元請業者に対して、建設廃棄物の処理を委託する事業者を国等と同様の基準で選定するよう求めることとしてはどうか

産業廃棄物の処理に係る契約においては、事業者の温室効果ガス等の排出削減に関する取組状況、適正な産業廃棄物処理の実施に関する能力及び実績等を定めた裾切り方式により実施しているところである。

① 総合評価落札方式の採用、再生利用率の評価項目への追加

総合評価落札方式の採用については、基本方針解説資料に示されたとおり、今後、産業廃棄物の処理における温室効果ガス等の環境負荷削減効果に係る知見の蓄積を図り、その削減効果が適切に算定可能となった場合に再検討を行うこととされている。現段階では、契約締結実績の把握がはじまったところであり、環境負荷削減効果に係る知見の蓄積が未だ十分ではないことから、当面は契約実績に係る情報の収集・整理、環境負荷削減効果に係る知見の蓄積を図るとともに、必要に応じ、裾切り方式の運用改善等を実施することが適当と考えられる。

また、裾切り方式の評価項目については、処理する産業廃棄物の特性を踏まえ、発注者の判断により、裾切り方式のオプションとして業態に応じた追加項目の設定及び加点点評価が可能としているが、基本方針解説資料に示された標準的な評価項目・配点例を参考とする場合が多いものと考えられる。このため、業態に応じた追

加項目や評価基準の例について、広く周知し、普及啓発を図るための具体的な対応策等を検討するものとする。

② 建設工事の元請業者における環境配慮契約の促進

環境配慮契約法においては、国及び独立行政法人等に対しては環境配慮契約を義務づけ、また、地方公共団体等に対しては環境配慮契約を努力義務としているが、これらの機関が発注する建設工事に伴い発生する産業廃棄物の処理については、環境配慮契約の対象となっていない。ただし、民間部門においても、産業廃棄物の処理に係る契約をはじめとした環境配慮契約の推進を図ることが重要であることから、基本方針解説資料にその旨を記載しているところであるが、十分に浸透しているとは言い難い状況にあるものと考えられる。このため、民間部門における環境配慮契約の普及促進方策等の検討を行うとともに、可能なものから順次実施することとする。

なお、本提案（上記①及び②）については、前述3（2）の「産業廃棄物の処理に係る契約における課題及び改善方策の検討」と併せて検討を実施し、当面の結論を得るものとする。

（2）電気の供給を受ける契約における総合評価落札方式に関する提案

○総合評価落札方式を採用するとともに、地域内の再生可能エネルギー等で発電された電気（地産地消のエネルギーの評価）、蓄電池等を活用したピークカット（需給調整による需要の平準化）の実施を評価できるようにしてはどうか

電気の供給を受ける契約においては、電気事業者の二酸化炭素排出係数、環境負荷低減に関する取組状況により評価する裾切り方式により実施しているところである。

本提案の総合評価落札方式の採用については、環境配慮契約法附則第3項に規定されたとおり、電気事業者の温室効果ガス等の排出削減のための技術開発、電源構成の変更等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認められる場合には、所要の措置を講ずるものとされていることから、総合評価落札方式の導入可能性について、東日本大震災以降の電力供給状況や3次にわたる電力システム改革に伴う様々な制度改革等を踏まえ、今後、検討を実施するものとする。

また、地域内の再生可能エネルギーの活用、ピークカットへの取組の実施等を評価項目とすることについては、現行の裾切り方式における対応可能性（裾切り方式のオプションとしての採用等）を含め、検討を実施するものとする。

5. 環境配慮契約の推進に関する事項

（1）環境負荷低減効果について

- 環境配慮契約の締結実績の状況把握及び分析

- 環境配慮契約による温室効果ガス排出削減等の環境負荷低減効果について可能な範囲で試算

(2) 環境配慮契約の推進について

- 地方公共団体等への普及・啓発及び導入促進
 - ・ 「地方公共団体の環境配慮契約に関するアンケート調査」による情報把握及び課題抽出、普及促進方策等の実施
 - ・ 環境配慮契約に係る情報発信（都道府県会議の開催、地方公共団体における環境配慮契約の取組状況）
- 環境配慮契約法基本方針に係るブロック説明会の開催等
 - ・ 環境配慮契約（契約類型）に関連する諸外国の情報把握・整理、必要に応じた検討事項等への反映